

糸田町役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定により、糸田町が発注する役務の提供等の委託契約、請負契約及び賃貸借契約（建設工事（糸田町工事施行規則（昭和40年規則第4号）第2条に規定する工事をいう。以下同じ。）、建設工事に係る調査、測量及び設計の業務並びにこれらに関連する業務に係るものを除く。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定め、及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）等について必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約の種類)

第2条 入札参加資格を定めて資格審査の対象とする契約の種類は、別表に掲げる営業種目（以下「営業種目」という。）に係る委託契約、請負契約及び賃貸借契約とする。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加することができる者（以下「入札参加資格者」という。）は、次に掲げる条件を満たすもので、資格審査を受け、第7条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されているものとする。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者でない者
- (2) 糸田町内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、町税等に係る徴収金を完納していること。ただし、未納の徴収金について分割納付等の納付誓約を交わし、現に履行されている場合は、完納していることと同等とみなす。
- (3) 都道府県税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 申請日現在において、1年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあつては、原則として入札に参加を希望する営業種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (5) 入札に参加を希望する営業種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署へ

の届出等を行っている者であること。

(6) 糸田町が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

(7) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

ウ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

エ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

オ 糸田町の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

カ エ又はオのいずれかに該当する者と町長が認めた後、改めてエ又はオのいずれにも該当しなくなった者と町長が認めた日から3年を経過しない者

（資格審査の申請書類等）

第4条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、町長が別に定める申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を、町長が別に定めるところにより提出しなければならない。ただし、町長が特に認める場合には、その申請書類の一部について提出を免除することができる。

(1) 法人にあつては、登記事項証明書

(2) 個人にあつては、住民票

- (3) 印鑑証明書
 - (4) 糸田町内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、糸田町が発行した町税等の全徴収金に未納がないこと又は納付誓約を交わし現に履行していることを確認できる証明書
 - (5) 税務署長及び都道府県税事務所長が発行した、消費税及び地方消費税、都道府県税の未納がないことを確認できる証明書
 - (6) 申請時の直前に事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - (7) 入札に参加を希望する営業種目の営業に関して必要な許認可等を受けていること、又は必要な届出等を行っていることを証する書類
 - (8) 入札に参加を希望する営業種目について1年以上の営業経験（新たに営業を始めた者にあつては、その営業種目に類似した業務についての営業経験）があることを示す書類
 - (9) 申請時に糸田町が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類
 - (10) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項各号に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3ヶ月以内の原本又は写しのものとする。

（資格審査の申請時期）

第5条 資格審査の申請ができる期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 基準日の2ヶ月前から次の基準日の前日まで
 - (2) 町長が必要と認める期間
- （申請書類に用いる言語等）

第6条 申請者が、申請書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定す

る外国貨幣換算率による日本国通貨に換算して記載すること。

(入札参加資格者の決定等)

第7条 町長は、申請書類に基づく資格審査の結果、申請者が入札参加資格を有すると認めたときは、その者の氏名又は名称その他必要な事項を競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載する。

2 町長は、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その旨を文書により通知する。

3 町長は、申請者が公共機関の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、それについて不起訴若しくは無罪の判決が確定していない者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者である場合には、資格審査を保留し、その旨を文書により通知する。

4 前項の通知を受けたものは、その容疑について不起訴又は無罪の判決が確定した場合には、その事実を証する書面を添付してその旨を申し出るものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第8条 入札参加資格の有効期間は、次項に規定する基準日（以下「基準日」という。）から起算して3年間とする。

2 基準日は、平成26年4月1日及び同日から起算して3年ごとの年の4月1日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、基準日以降に資格審査を申請して、入札参加資格を有すると認められた者の当該入札参加資格の有効期間は、入札参加資格を認められた日から最初に到来する基準日の前日までの期間とする。

(入札参加資格の承継)

第9条 入札参加資格者から業務を承継し、その業務と同一性を失わない業務を引き続き行おうとする者が、次に掲げるいずれかに該当する者であるときは、その承継する業務に対応する競争入札参加資格を承継することができる。

(1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人

(2) 個人事業主が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなった場合におけるその二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

- (3) 個人事業主がその事業に関し法人を設立した場合におけるその法人
- (4) 法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立される法人
- (5) その他町長がこれらに類すると認める者
(変更届)

第10条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに町長が別に定める変更届を町長に提出するものとする。この場合において、当該変更の事実を証する書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 個人にあつては、氏名及び商号、屋号等並びに主たる事務所の所在地
- (3) 法人にあつては、資本金
- (4) 法人にあつては法務局に登録している印鑑、個人にあつては所在する市町村に登録

している印鑑

- (5) 法人にあつては、役員
- (6) 使用印鑑
- (7) 第3条第5号に規定する許認可等又は届出等

2 町長は、前項の変更届を受理した場合は、資格者名簿における当該入札参加資格者に係る登載内容を必要に応じ変更するものとする。

3 前2項の規定は、入札参加資格者がその入札参加資格に係る営業種目の営業の休止又は廃止をしようとする場合又は第3条第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った場合に準用する。
(変更申請)

第11条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更したい場合には、あらかじめ町長が別に定める変更申請書を町長に提出し、その審査を受けるものとする。この場合において、当該変更の事実を証する書類その他の審査に必要な書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 第9条に規定する入札参加資格の承継

(2) 入札に参加を希望する営業種目

2 前項第2号に係る変更申請は、第5条に規定する期間に限り行うことができるものとする。

(入札参加資格の取消し)

第12条 町長は、入札参加資格者が第3条各号に掲げる条件を満たさないと認めるときその他経済的若しくは社会的信用を著しく欠くに至ったとき又は資格審査の申請書（前条に規定する変更届及び変更申請書を含む。）若しくはその添付書類に記載した事項が虚偽であることが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すことができる。

(入札参加の停止)

第13条 町長は、入札参加資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて入札に参加させないことができる。ただし、入札参加の停止期間中であっても、第4条第1項の規定による申請書類の提出をすることを妨げない。

2 町長は、前項の規定により入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の原因である事実又は行為について適当な是正措置がとられ、かつ、入札の執行、契約の履行又は業務の施行上支障がないと認めるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

(入札参加資格の取消し及び入札参加の停止の通知)

第14条 町長は、第12条の規定による入札参加資格の取消し又は前条第1項本文の規定による入札参加の停止をしたときは、その者に対しては、その旨を文書により通知するものとする。

(入札参加資格の審査の公示)

第15条 町長は、各年度における入札参加資格、資格審査の申請の時期及び方法その他必要な事項について、その内容を公示する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成26年1月6日要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年2月1日要綱号外）

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（令和元年12月11日要綱第14号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月3日要綱第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年9月29日要綱第29号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

営業種目	分類番号	営業品目
物品の製造	1	衣服・その他繊維製品類
	2	ゴム・皮革・プラスチック製品類
	3	窯業・土石製品類
	4	非鉄金属・金属製品類
	5	印刷類
	6	図書類
	7	電子出版物類
	8	紙・紙加工品類
	9	車両類
	10	その他輸送・搬送機械器具類
	11	燃料類
	12	家具・什器類
	13	一般・産業用機器類
	14	電気・通信用機器類
	15	電子計算機類
	16	精密機器類
	17	医療用機器類
	18	事務用機器類
	19	その他機器類
	20	医薬品・医療用品類
	21	事務用品類
	22	土木・建設・建築材料
	23	その他（ ）
物品の販売	101	衣服・その他繊維製品類
	102	ゴム・皮革・プラスチック製品類
	103	窯業・土石製品類
	104	非鉄金属・金属製品類
	105	印刷類
	106	図書類
	107	電子出版物類
	108	紙・紙加工品類
	109	車両類
	110	その他輸送・搬送機械器具類
	111	燃料類
	112	家具・什器類
	113	一般・産業用機器類
	114	電気・通信用機器類
	115	電子計算機類
	116	精密機器類
	117	医療用機器類
	118	事務用機器類
	119	その他機器類
	120	医薬品・医療用品類
	121	事務用品類
	122	土木・建設・建築材料
	123	その他（ ）
役務の提供	201	広告・宣伝
	202	写真・製図
	203	調査・研究
	204	情報処理
	205	翻訳・通訳・速記
	206	ソフトウェア開発
	207	会場等の借り上げ
	208	賃貸借
	209	建物管理等各種保守管理
	210	運送
	211	車両整備
	212	電子出版
	213	その他（ ）
物品の買受け	301	立木竹
	302	その他（ ）